

《町議会9月定例会の概要》

9月14日(水)

「本会議」

町長諸般の報告並びに提出理由概要説明
議長諸般の報告
一般質問(2名)

報告案件(報告1案件)

健全化判断比率及び資金不足比率について

議案説明(議案7案件)

(決算7案件、監査員決算審査報告
全て常任委員会に付託)

議案説明(議案8案件)

(条例3案件、補正予算5案件、全て常
任委員会に付託)

「委員会審査」

(※日程は下記のとおり)

9月15日(木)

「委員会審査」

(※日程は下記のとおり)

9月16日(金)

「委員会審査」

(※日程は下記のとおり)

「本会議」

両委員会審査報告(決算審査の意見
他の委員会に対する質疑及び討論、表決
(議案15案件全て原案のとおり認定及
び可決)

閉会中の継続調査等の申出(了承)
議員派遣の件(了承)

※委員会審査日程等

1. 総務福祉常任委員会

9月14日(水)

午後 総務課、企画財政課、
健康福祉課及びみた保育園

9月15日(木)

午前 町民課、教育課
午後 観光定住課、産業振興課、
環境整備課

9月16日(金)

午前 町長及び副町長
午後 委員会まとめ

2. 産業建設常任委員会

9月14日(水)

午後 企画財政課、産業振興課、
環境整備課

9月15日(木)

午前 観光定住課、総務課
午後 町民課、教育課、
健康福祉課及びみた保育園

9月16日(金)

午前 産業振興課(追加)、
町長及び副町長
午後 委員会まとめ



議会議員参加行事等

9月				8月				7月																
20	14 16	12	11	8	8	3	1	1	30	30	26	25	17 25	17	14	9	4	29	29	25	22	15	15	15
西ノ島町議会定例会(9月議会) 例月出納検査				西ノ島町議会全員協議会 西ノ島町広報調査特別委員会 地域支え合い講演会(ノアホール) 隠岐広域連合議会臨時会(第2回)(隠岐の島町)				西ノ島町議会正副議長・正副委員長会議 帝祭り 西ノ島町議会全員協議会 西ノ島町広報調査特別委員会 西ノ島町議会定例会(9月議会)				島根県土木部要望(松江市) 隠岐広域連合議会運営委員会(TV会議) 隠岐広域連合議会全員協議会(隠岐の島町) 島根県町村議会議長会臨時総会及び島根県知事との意見交換会(松江市)				島前地区防犯連合会総会(書面会議) 西ノ島町民生委員推薦会 西ノ島町成人式 例月出納検査 令和3年度決算審査(24日…令和3年度定期監査)				西ノ島町議会全員協議会 西ノ島町議会臨時会(第2回) 令和4年度西ノ島町国民健康保険運営協議会 全国離島振興市町村議会議長会第1回総会(web会議) 例月出納検査 大山遊泳場安全祈願祭 外浜海水浴場安全祈願祭				

西ノ島町議会 広報調査特別委員会

マイナンバーカード取得強化期間

マイナポイント付与対象となる申請期限が12月末まで延長となりました！

令和4年12月末までにマイナンバーカードを申し込んだ方は、最大20,000円分のマイナポイントの付与対象となります（マイナポイントの申請期限は令和5年2月末まで）。西ノ島町ではマイナンバーカード取得強化の取組みとして、次の申請サポートを実施しています。まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会に申し込んでみませんか。



1. 出張申請サポート

マイナンバーカードの申請希望者（西ノ島町に住民登録がある人が対象）が概ね5名以上見込まれる事業所や地域の団体（自治会、老人会等）、個人のグループを対象に、町役場職員が職場や地域の集会所等に出向いて、一括でマイナンバーカードの申請を受け付けます。交付されるマイナンバーカードは後日、本人限定受取郵便でご自宅に郵送しますので、役場へ出向くことなくカードの受け取りも可能です。この機会に是非ご利用ください。

※日程や会場等の調整が必要となりますので、事前にご相談ください。

2. マイナポイント申請サポート

マイナンバーカードをお持ちの方向けに、マイナポイントの申請サポートを実施しております。

《受付場所》

西ノ島町役場 町民課

《受付時間》

平日：午前8時30分から午後5時15分まで

《必要なもの》

- マイナンバーカード
→4ケタの暗証番号を使います
- お持ちのスマートフォン
→スマートフォンをお持ちでない方は事前にご相談ください



お願い

マイナポイント申請時に決済サービスID及びセキュリティコードが必要になりますので、キャッシュレス決済サービスの事前登録をお願いします。

※決済サービスの登録や申請に必要なID等の取得については、町職員では対応しかねますのでご了承ください。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課 戸籍係（電話：08514 - 6 - 0103）



11月18日～24日は

女性の人権ホットライン強化週間です



松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会では、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための取り組みの一つとして、11月18日から24日までの一週間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と定め、下記のとおり受付時間を通常より延長して電話相談をお受けします。

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見などでお困りの方、周りでそういったことを見聞きしたという方は、一人で悩まずに「女性の人権ホットライン」にお電話ください。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守しますので安心してご相談ください。

1. 強化週間実施日時 (1) 期間：令和4年11月18日（金）から24日（木）まで
(2) 時間：午前8時30分から午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

2. 電話番号 0570-070-810

3. 相談員 法務局職員又は人権擁護委員

4. 主催者 松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会

5. その他 事前のお問い合わせは、松江地方法務局人権擁護課まで
電話：0852-32-4260

女性の人権ホットライン
ゼロナゾゼロのハードライン
0570-070-810